

I 行政訴訟の種類<予防訴訟>

1 行政処分を対象とするもの(抗告訴訟)

①起訴議決の取消訴訟+執行停止の申立

②指定弁護士指定処分の差し止め訴訟+仮の差し止め

ポイント=起訴議決ないし指定処分が「行政処分」といえるか。

*行政訴訟は「お上」に対する不服の申立てなので、民事訴訟に比べると、入り口のハードルが高く、意識的に争いにくく作ってある。

2 公法上の法律関係を確認する訴訟(当事者訴訟)

最近、活用されている。従来、行政処分とは認められないことが多かったので、救済されにくいものを救う訴訟類型として平成16年に法改正がなされた。

①法律上、検察官によらない起訴をされない法律上の地位がある。

原則はまっとうな検察官によるまっとうな起訴によるのが基本。

本件議決は違憲・違法なので、これによる起訴は認められない趣旨。

②憲法上、適正手続によらずに刑罰を受けうべき立場に立たされない地位がある。

憲法13条 幸福追求権=私人の自由が国家権力から守られるべきものである

憲法31条 刑罰を科すには適正手続によること(生命、自由、財産)

II 検察審査会法の仕組み

○刑罰権は、国家権力が国民の生命・自由・財産を強制的に奪うことなので、近代法の知恵として、以下がある。

① 起訴するかどうかは国家が責任をもって行う=国家訴追主義

② 起訴は責任ある官憲(検察官)が、慎重に行う=起訴独占主義

③ 起訴するかどうかの判断は、検事の裁量に任される=起訴便宜主義
容疑があっても、起訴しないことが認められている。

④刑罰権は、なるべく発動しないほうがよいという考え方=謙抑主義

⑤有罪の立証責任は検察官にある=無罪推定の原則

神の目から見て有罪でも、立証できなければ無罪となる

無辜の不処罰は絶対避ける、クロでも処罰しないのは容認。

○検察官の不起訴処分に対する不服申立制度

①告訴・告発した者は不起訴処分に対する不服を申し立てることができる

②起訴相当議決を2回すると、強制起訴

・問題点

検察審議会の判断基準が規定されていない＝国民の完全自由裁量？

理由なき起訴が許されるとすれば、法律違反だけでなく、憲法違反の問題がでてくる。

○ポイント

・検察官の任務は、行政作用。司法作用は裁判所が行う裁判のことをいう。

検察官の起訴は、事件を裁判所に持ち込むという意味で、司法作用の前提条件にかかわるにすぎない。

・検察審査会も、行政作用にかかわる。

Ⅲ 検察審査会の議事録の開示請求について

・最高裁の3つの顔

①裁判を行う(司法)

②行政を行う(行政)＝裁判所という名の行政機関としての側面：司法行政

③立法を行う＝規則という名称で呼ばれる立法を行う側面

・検察審査会の議事録は、司法行政文書。

行政文書は、情報公開法＝行政機関の文書開示にかかわる

司法行政文書は、「裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱要綱」(一種の内部マニュアル)により開示請求ができる。

・会議の非公開と議事録の非公開は別。

・裁判例

最高裁の裁判官会議の議事録の開示請求に対し、最高裁が不開示措置

⇒全面不開示は違法であるとして国家賠償請求をしたところ、東京地裁はこれを違法として国家賠償を認めた(平成16年6月24日)。

⇒最高裁(行政機関)の措置を地裁(司法機関)が違法と判断した事例。最終的には、最高裁が自分の判断を判定することになる。